物　　件　　調　　書

物件番号　1107

所在地	香川県丸亀市中津町字大道下９４番１						
住居表示	――――――						
現況地目及び面積等	田	957.41㎡			工作物	―	
		――――――			立木竹	―	
登記簿記載事項	地番	９４番１					
	地目	田					
	数量	957㎡					
接面道路の状況	北側　未舗装農道　幅員約　0.9 m　（法外道路）						

法令に基づく制限	都市計画区域内（非線引）		
建築基準法	用途地域	指定なし	
	地域・地区	特定用途制限地域（幹線沿道一般型）	
	建蔽率	７０％	
	容積率	２００％	
	高度制限	指定なし	
	防火指定	指定なし	
その他	農地法第３条又は第５条　都市再生特別措置法第８８条、１０８条 宅地造成及び特定盛土等規制法第１２条		

私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容	
	道路後退	無	負担の内容	

供給処理施設	配管等の状況	施設整備状況	施設整備の特別負担の有無
電気	接面道路配線　無	―	―
公営水道	接面道路配管　無	未定	未定
公共下水道	接面道路配管　無	未定	未定
都市ガス	接面道路配管　無	未定	未定

交通機関	鉄道等	ＪＲ予讃線　讃岐塩屋駅の　西方　約1.3㎞　徒歩17分
	バス	琴参バス　中讃テレビバス停の　西方　約1.6㎞　徒歩20分

公共施設			
	丸亀市役所	城坤小学校	西中学校

参考事項

別紙（次頁）を参照してください。

※　物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

物件番号　1107

◎本物件は、現状有姿による売払いです。
◎境界標について、一部欠落箇所（明細図Ｂ）があります。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎南側隣接地（95番）との筆界は、筆界特定制度に基づき特定しています。（詳しくは、四国財務局管財部統括国有財産管理官備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎北側の農道及び南側隣接地（95番）との境界線について、確認書等は取り交わしておりません。（明細図ＡからＦ、ＧからＩの部分）
◎北側農道は、建築基準法上の道路に該当しません。（問い合わせ先：中讃土木事務所総務課建築指導担当）
◎都市機能誘導区域外、居住誘導区域外に存するため、都市機能誘導施設の建築等や一定規模の開発行為等を行う場合、都市再生特別措置法第88条又は第108条の届出が必要です。（問い合わせ先：丸亀市都市計画課）
◎宅地造成等工事規制区域に指定されており、一定規模以上の盛土・切土等を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の許可が必要です。（問い合わせ先：香川県建築指導課開発・盛土規制室）
◎所有権移転にあたっては、農地法第3条又は第5条の許可が必要です。土地の利用状況によっては、その他の手続きも必要になる可能性があるため、詳細については必ず確認してください。（問い合わせ先：丸亀市農林水産課、丸亀市農業委員会）
◎農地法第3条の許可により、本地を農地（地目「田」）で利用する場合は経常賦課金と農道費を要します。（問い合わせ先：丸亀市土地改良区中津支部）
◎本地を含む周辺地域は、丸亀市により水防法に基づき水害ハザードマップが作成されております。詳細については、丸亀市危機管理課にご照会ください。
◎「接面道路の状況」欄の「法」とは「建築基準法」を指しています。

物件番号 1107

案　　内　　図

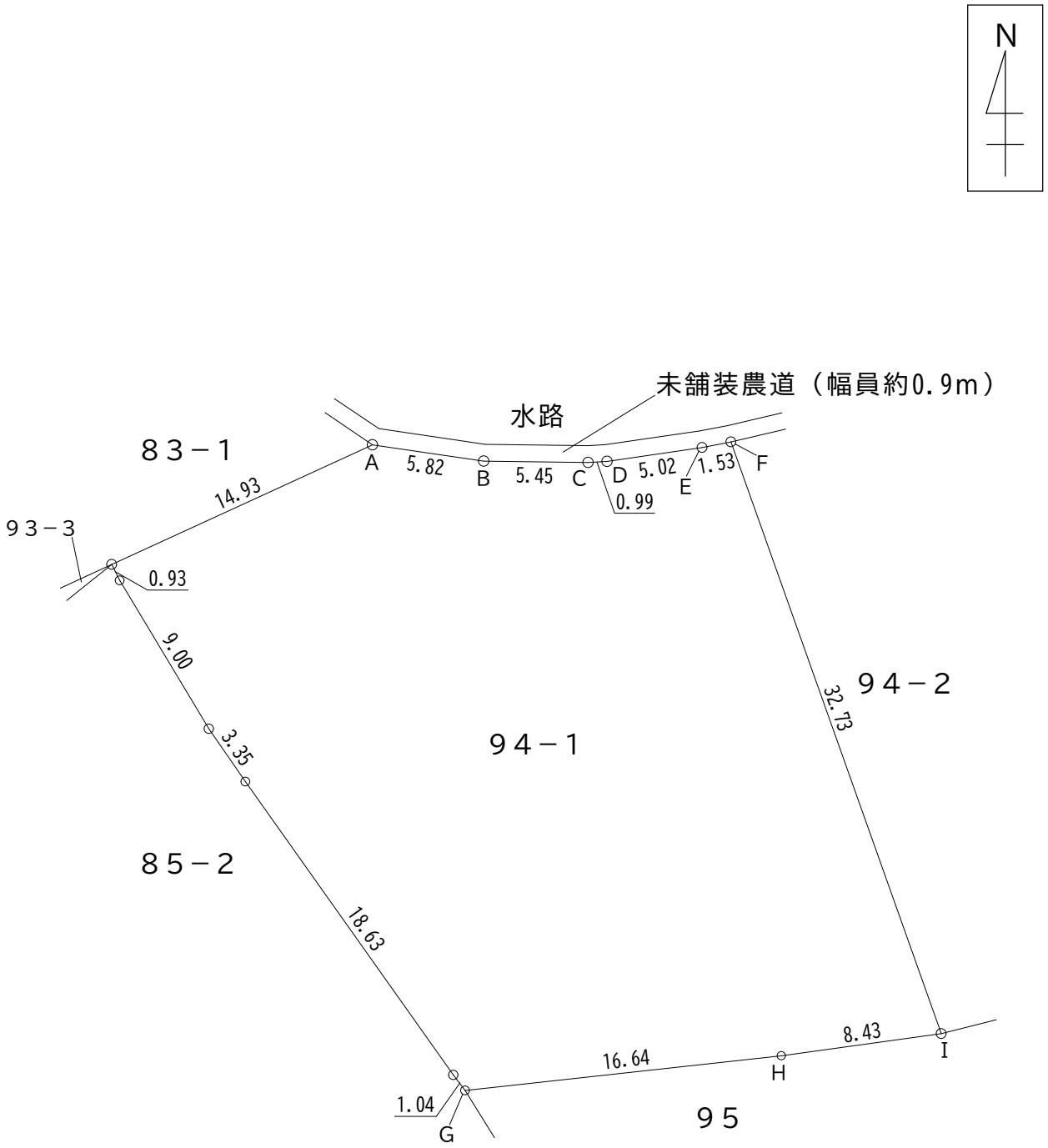


売払物件

※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

物件番号 1107

明　　細　　図



単位：m

物件番号　1107

現　　況　　写　　真



